

産前・産後休業を取るときは

★会社に規定がなくても
★パートなどの方も
会社へ申し出ることができます。

産前休業

出産予定日の6週間前（双子以上の場合は14週間前）から、請求すれば取得できます。出産当日は産前休業に含まれます。

（労働基準法第65条）

産後休業

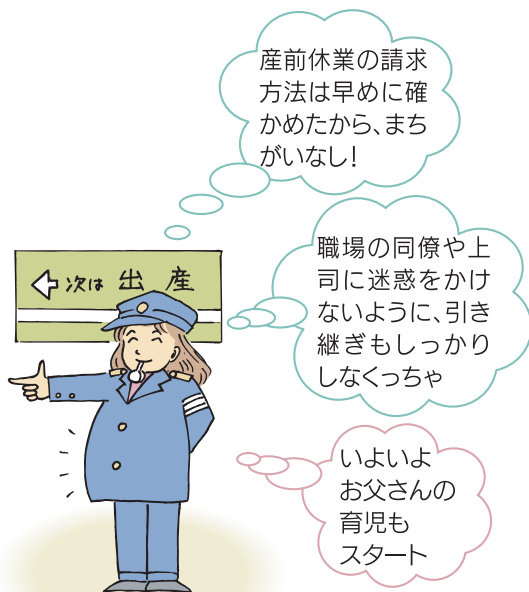
出産日の翌日から8週間は、就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に、本人が請求し、医師が支障がないと認めた業務には就業できます。

（労働基準法第65条）

解雇制限

産前・産後休業の期間及びその後30日間の解雇は禁止されています。

（労働基準法第19条）



産前・産後休業中の経済的支援
詳しくは13ページをご覧ください。

産後休業後に復職するとき

★パートなどの方も
会社へ申し出ることができます。

育児時間

生後1年に達しない子を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を請求できます。

（労働基準法第67条）

時間外労働、休日労働、 深夜業の制限 変形労働時間制の適用制限 危険有害業務の就業制限

出産後1年以内の女性には、妊娠中と同様に、これらが適用になります。
（詳しくは5ページをご覧ください。）

（労働基準法第64条の3、第66条）

母性健康管理措置

出産後1年以内の女性は、医師等から指示があったときは、健康診査等に必要な時間の確保を申し出ることができます。

また、医師等から指導を受けた場合には、必要な措置を受けることができるよう、母健連絡カードを利用しましょう。

（男女雇用機会均等法第12条、第13条）

短時間勤務制度 子の看護休暇等

これらの制度や措置も利用できます。
（詳しくは9ページをご覧ください。）

（育児・介護休業法第16条の2、第16条の3、第23条）